

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録

第十八号

平成五年十一月十六日(火曜日)

午後四時二分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君

理事 野田 毅君

理事 左近 正男君

理事 権藤 恒夫君

理事 逢沢 一郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 白川 勝彦君

理事 津島 雄二君

理事 葉梨 信行君

理事 穂積 良行君

理事 町村 孝信君

理事 阿部 昭吾君

理事 小林 守君

理事 堀込 征雄君

理事 西川太一郎君

理事 赤松 正雄君

理事 久保 哲司君

理事 茂木 敏充君

理事 川端 達夫君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 細川 護熙君

法務大臣 三ヶ月 章君

外務大臣 羽田 孜君

大蔵大臣 藤井 裕久君

文部大臣 赤松 良子君

厚生大臣 大内 啓伍君

農林水産大臣 畑 英次郎君

通商産業大臣 熊谷 弘君

運輸大臣 伊藤 茂君

郵政大臣 神崎 武法君

理事 北川 正恭君

理事 保岡 興治君

理事 前田 武志君

理事 三原 朝彦君

理事 片岡 武司君

理事 自見庄三郎君

理事 谷垣 禎一君

理事 額賀福志郎君

理事 萩山 教蔵君

理事 細田 博之君

理事 谷津 義男君

理事 大島 章宏君

理事 細川 律夫君

理事 岡田 克也君

理事 吹田 悞君

理事 太田 昭宏君

理事 前原 誠司君

理事 築瀬 進君

理事 柳田 稔君

理事 正森 成二君

出席政府委員

内閣法制局長官 大出 峻郎君

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕君

防衛庁参事官 高島 有終君

防衛施設庁事務部長 小澤 毅君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

自治政務次官 冬柴 鐵三君

自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君

自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君

委員外の出席者

議員 伊吹 文明君

議 員

議 員

労働大臣 坂口 力君

建設大臣 五十嵐広三君

自治大臣 佐藤 観樹君

国家公安委員会委員長 佐藤 観樹君

内閣官房長官 武村 正義君

国務大臣 石田幸四郎君

国務大臣 上原 康助君

国務大臣 中西 啓介君

国務大臣 久保田真苗君

国務大臣 江田 五月君

国務大臣 廣中和歌子君

国務大臣 山花 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

国務大臣 廣中 貞夫君

第二類第二号

政治改革に関する調査特別委員会議録第十八号

平成五年十一月十六日

という趣旨のことを申し上げたのに対して、この点もやはり譲るわけにはいかない、こういうお話をあつたわけでございます。

また、企業・団体献金の問題につきましても、政府原案どおり、今国民の大方の声は企業と政治にまつわる不信に根差しているところから考えると、この際政治家個人に対する企業・団体からの献金は禁止をすべきであろう、それを政党一本に絞るべきであろう、この基本的な考え方を私どもはやはり大事に考えてまいりたい、こういうことを申し上げまして、この点についてもやはり最終的に合意を見ることができなかったというところでございます。

そうしたことで、大変残念な結果になりましたけれども、基本的に私としては、譲れるところについては、与党の代表者の方から御一任をいただいて、できる限り、あとは一任を受けて、お話し合いをしていく中で詰められるべきものがあればということとで会談に臨ませていただいたところでございます。その結果がこのような結果になったことは大変残念でございますが、しかし、誠意を尽くしてとにかく私としてはお話をしてきた、このように御理解をいただきたいと思っております。

○茂木委員 今国会での政治改革関連法案の審議時間は、既に百二十五時間六分に達しています。これは、第百二十六国会での政治改革関連法案の百七時間二十一分の審議時間、そして百三十三国会での消費税法の審議時間の百七時間七十分を大幅に超えて、歴代第三位の長時間審議になろうとしています。

これまでの記録では、昭和三十五年の第三十四国会での日米安保の百三十六時間十三分、次に昭和四十六年の第六十七国会での沖縄復帰特別措置法の百二十七時間十四分という長時間審議がございいます。しかし、この五年間の政治改革関連法案の審議時間を合計いたしますと、前国会までの百四十九時間五分に今国会での百二十五時間六分を加え、トータルでは二百七十四時間十一分と、日

米安保に沖縄復帰を合計した審議時間をも超える長時間審議になってきたわけでございます。日米安保や沖縄復帰が、国論を二分するような大議論の末、日本の戦後のあり方を誤りなく形づくってきたのに対し、この政治改革関連法案の審議は、まさに二十一世紀の日本のあり方を問うける議論であつたといふ認識をいたしております。

そこで、総理にお尋ねいたします。総理は、二十一世紀に向けての課題として、政治改革と並んで行政改革、経済改革を取り上げ、さらに現下の景気対策から国会改革そして長期的な教育改革まで、幅広い改革に取り組もうとおられます。そんな中で、政治改革を内閣の最初の課題として取り上げられた意義、そしてこの政治改革がその後の行政改革や経済改革にどう結びつき、つながっていくのかについて改めてお伺いしたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 今お話がございましたように、過去五年間にわたりまして、審議会の答申を受けて、国会におきまして論議が尽くされてきたわけでございます。その結果がなかなか収れんし実つてこなかったというところは、日本の政治の機動的な対応力というものを高めていく上で大変残念なことであつたというふうに思っております。さまざまな課題があるわけでございますから、一日も早くやはりそのベースになる政治改革というものをやり遂げて、内外の課題に的確に対応していくようなフレームをつくるということが一番求められているのだと思ひます。そうした意味で、ぜひ今度の内閣におきましてはこの政治改革の課題を最優先の課題として成立をさせていただきたい、このようにお願いを申し上げてきた次第でございます。

政治改革は、行政改革、経済改革、とりわけ特に今不況が深刻であります、思い切った経済対策というものを進めてまいります上でも、いずれもこれは、あるいはまた行政改革を進めていく上でも、根っこではいづれもつながった問題であります。政治改革を進めていくこととあわせて、

今申し上げたような他の改革についてもあわせて今後進めていくことが肝要であると思つております。

しかし何よりも、先ほども申し上げましたように、その土台になるものは政治のシステムだと思つておりますし、ぜひとも一刻も早く成立をさせていただき、そしてその課題に取り組むような環境が整うならば、また整えていかねばならない、そのように考えている次第でございます。

○茂木委員 今度は、連立与党の内閣を構成する各党首の皆さん、そして今回政治改革法案を担当してこられた山花担当大臣、佐藤自治大臣にお聞きいたします。

言うまでもなく、この内閣はまずもって政治改革を実現する、このことを使命に成立した内閣であります。振り返って、前回の第百二十六国会での政治改革関連法案の審議や衆議院の解散・総選挙、そして連立内閣の誕生から今日に至るまでの過程は、各党内そして各議員間にさまざまな意見の違いがあり、よくこままとまってきたという思いが強くしてなりません。

そこで、各党首、担当大臣の皆さんに、各党内でのここに至るまでの経緯や御苦勞、そして政治改革の最終局面に立つての御感想、御決意を改めて一言ずつお伺いしたいと思います。

○山花内閣総理大臣 今総理お話しのとおり、細川内閣の最重要課題である政治改革について、特命相としての任務を担いました。その意味におきましては、何よりも、今御指摘のとおり長時間にわたる審議を真摯に取り組んでくださった与野党の委員の皆さんに心から敬意を表する次第でございます。

いての国民の期待にこたえたい、こう思つておりましたし、私、今日でもその気持ちは変わりません。総理が責任を明確にしている、年内成立に向けて全力を尽くしたい、こういう決意でございます。

○羽田内閣総理大臣 六十三年、リクルート問題が起きました。そのときから政治と金の問題、そしてこの問題を追及していく間に、いわゆる国会で今内外の問題に對して対応する、そういうたときにはやはり複数であるために本心に責任ある議論もできないということの中から、小選挙区比例並立制というのを、自由民主党時代、海部内閣でこれをつくり上げたということでありました。しかし当時は、定数は正、あるいはある党は比例、また比例併用ということまで言つてくださった政党もありました。

しかし、なかなかそれ以上は出なかったわけでありましたけれども、前回の宮澤内閣のときの経過を踏みながら、今日、細川総理として河野総裁と深夜にこうやってお話し合ひされて、これはまたまることが残念ですけれどもできなかったのですけれども、しかし小選挙区比例代表並立制、これの枠は一緒になったということでありまして、私は、これができることによって党も変わっていく候補者も変わっていく中で、政治と金の問題ですとか、そういったものに對してこたえることができるでしょうし、また本場の議論というのが私はそこから起こっていくということ、内外の山積した問題に對してきちんとした対応ができるようになるのじゃないだろうか、このことを期待しております。衆議院そして参議院で一日も早くこれが可決されるように、そして先ほど総理からお話があったように、やはり何と云つても一番の土台は政治改革であつて、行政改革だとかあるいは経済改革、社会構造の改革、いろいろな問題の土台になるものであろう。まずこれをなし遂げることが重要であらう。

一歩大きく前進したことに対して、今私も感慨深いものを持っております。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。

私としては、前国会の政治改革論議というものが大変印象深く残っておるわけでございます。今もお話ございましたように、六十三年リクルート問題以来政治改革が強く叫ばれながら、なかなか改革が結実をしないというような状況が続きました。そして、本格的な議論になったのは、まさに宮澤政権のときの百二十六回国会の議論であつたと思つてございます。

そして、その百二十六回の終盤に至るまでの経過を考えてみますと、当時与党でありました自民党の中にも大変数多くの改革論議がございました。野党の中にも併用制を含めてさまざまな議論の経過がありまして、そしてあのような状態になったのでございますけれども、そのことによつて、最終的には要するに解散になりましたけれども、その解散・総選挙の中で、やはり各党は国民の皆さんにまさに政治改革をお約束申し上げたわけでございますので、その選挙の結果また新しい政権が誕生したという経過、そういうものを考えてみますと、やはり私は、今国会におきまして、国民の皆さん方に、どうしても政治不信に対する答えとして、この政治改革を成立させなければならぬという強い念願を抱きながら、今日まで皆さんの御論議を伺つておたつたわけでございます。

今この局面に來まして、政治が国民に対して一定の責任を果たすことができるのではないかと、う大きな期待の中に、今その結実を迎えようとしてゐるわけでございますが、大変感慨深いものがございます。

○大内国務大臣 昭和六十三年のリクルート事件から、昨今の金丸・佐川急便事件そして数々の首長をめぐる汚職事件に直面いたしました。腐敗政治との決別という問題は時代の大きな要請であつたと思ひます。この間、海部内閣、宮澤内閣が政治改革問題に挑戦いたしました。これに失敗をいたしました。国民は政治不信の極に今あると存じております。

したがひまして、この政治腐敗との決別のために、各党はそれぞれの意見、政策、持論というものを持ちながらも、それぞれがそれに固執することなく、その意見の一致を見ることによつて政治改革を達成するということが、政党としても、政治家としても、国会としても大きな責任になつてきたと思つてございます。したがつて、私も、自分たちの立場としてのいろいろな利害損得はございませうけれども、それを超越して、何とか皆さんと合意ができるような、そして後世の民主政治を開花していくことができるような、そういう政治改革を実現しなければならぬ、そういう気持ちでこの問題に取り組んでまいりました。

今日ここに、曲がりなりにも一定の結論を得ようとしてゐることは非常に感慨深いものがございます。昨日来総理も、真剣にお互いの最高指導者同士で胸襟を開いて話し合ひまして、その結果合意を得ることができなかったことは本当に残念なことではございますが、にもかかわりませず、本日こうして自民党の皆さんも出席して、整々爾々とこの問題について結論を出そうとしてゐることはまことに感慨深いものがございます。

○江田国務大臣 政治改革論議の発端になつたリクルート事件、これは私たち社民連があるいは火をつけたのかと思つたりしております。火をつけた以上、この政治改革はどうしてもやり遂げなきゃならぬというのが私たちの思いでございます。

いろいろな点から考えてみて、選挙制度も変えなきゃいかぬ、中選挙区制度を変えなきゃいかぬという、そういう思いでいつぱいで、私も併用制を当時主張いたしました。海部内閣のときに、政府は並立制を提案し、私も政治改革特別委員会の委員の一人になりました。海部総理と議論をいたしました。

並立制、併用制といひますけれども、選ぶ側、国民の側から見たら、一つは一人だけ選ぶ選挙区で一票を行使する、もう一つは政党に票を投じて比例で議員を選ぶ、これは変わらないわけでは

ね。あとは、どうやって議員が選ばれていくかの、その手順だけです。それならば、国民から見たら、並立、併用は水と油だという議論もなじまないんじゃないか。だから、これはローマ法王を決めるときでもコンクラーベでとかく必死で話し合うわけですから、必死で話し合へば必ずどこか結論は得られるはずじゃないか、こういう議論をいたしました。今、ずっとそれから数年かかりまして、きのう細川総理と河野総裁で、本当に二時間以上わたる大変な、白刃を交えるような議論を行つてくれた。コンクラーベというものをやっていたいただいた感銘深いものがございます。

今やつと政治改革、ここまで来たわけですが、百里を行くに九十九里をもつて半ばとすという言葉もありまして。まだまだ半ばというつもりで、最後まで仕上げなきゃならぬ。同時に、この選挙制度の改革も含む政治改革をやり遂げましたら、これに中身を与えていかなきゃいけないわけで、そのためには政党もまた大きくこの制度のもとで生まれ変わつていかなきゃいかぬ。ますます努力をしなければいかぬと身を引締めてゐるところでございます。

○茂木委員 最後に、総理にお伺ひいたします。政治改革論議は、本質的に、単に技術論や、個々の政党や政治家の利害の調整の問題ではもちろんありません。まさに日本における本當の民主主義を問ひかける議論であつたと思つております。

選挙権や政治改革をめぐることは、古今東西さまざまなドラマが繰り返されてきました。アメリカにおいては、今からちょうど三十年前の一九六三年、幾多の紆余曲折、そしてかけがえのない犠牲まで払つて、全国民に選挙権も含めてあらゆる権利の平等を保障する公民権法案が、議会において審議されておりました。まさに、今の日本の国会と同一ような状況であつたと思ひます。

そんな中で、ケネディ大統領は、法案が議会に提出されるに当たつて、特別メッセージを送つて

おります。そして、大統領はそのメッセージの後で、立法府を構成する議員たちにこう訴えかけます。

議会のメンバー諸氏に要請する。この問題を政治的しがらみや地域的観点からではなく、国家的見地から見詰めてもらいたい。そして、一人一人みずからの心の中を探り、我々をアメリカ人として結びつけるこの上なく明白で、貴重、かつ誇りに満ちた要素を見詰めてもらいたい。その要素とは、正義感である。それは単に経済的効率のためではなく、ましてや国内の平穩を保つためでもない。ただ、何よりもそれが正しいことだからなのだ。

総理にお尋ねいたします。議会内どのような反対があつても、法案通過に当たつてどのような困難があろうとも、この政治改革を今国会でなし遂げることが正しいことだと思ひます。改めて総理のかたい御決意をお伺ひしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 先ほど来お話がございましたように、本委員会でも長時間にわたつてさまざまな角度から御議論をいただいております。あらかたの御議論は大体出てきたのかなという感じがいたしております。ぜひ区切りのつけられるところで区切りをつけて、そして本院としての結論を出していただきたい、そのように強く願つてゐるところでございます。

○茂木委員 ありがとうございます。

私も、日本新党の立場でもなく、連立与党の立場でもなく、まずもつて議会を構成する国会議員の一人として、みずから正しいと信じるこの政治改革の実現に全力を傾けていくことをお誓ひ申し上げます。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、津島雄二君。

○津島委員 当委員会もいよいよ、私どもがみずからの良心に問ひかけながら、政治改革関連法案について最終的な意見を明らかにする段階が近づいてまいりました。これまで四年あるいは五年に

わたって国民の環境のもとで議論をしてまいりました政治改革の話であります、私ごとを言っておしわけありませんが、私にとってもまさに感慨無量のものがございいます。

二年前、平成三年十一月、そこにおられる羽田副総理は御存じでございます、あなたは私の党の政調会の選挙制度調査会長であった。私は代理であった。私どもは協力をいたしまして、政治改革大綱を立案いたしました。そして、並立制の導入を提案するとともに、野党と積極的に話し合いをするのを期待したわけでございます。自來二年余り、現在この時点まで私どもは多くの議論を積み重ねてまいりましたし、いろいろなことをその議論から学ばせていただいた。

そして今、政府修正案と私ども自由民主党の案とが最後の皆様方の御意見を待っております。この二年間を振り返って、お互いに苦勞してきた立場であります、御心境をお伺いしたいと思ひます。

○羽田国務大臣 先ほども申し上げましたように、まさに感無量であるということを申し上げたわけですが、今、まさに御質問をされた方の最後に御話がありましたように、私たちはただ党利党略とかあるいは個人の個利個略ということではなくて、やはり日本の国が今課せられているもの、こういった問題について対応するためにはやっぱり政治が信頼を取り戻さなきゃならぬということが一つ、もう一つは、先行きを見えるかしながら、本心に議論できる場というものをつくらなきゃいけないということを、お互いにこの問題について本心に苦勞してきたということを今改めて思うわけであります。

しかし、振り返ってみますと、先ほども申し上げましたように、初めのうちはまさに定数は正というところで、どうもこれと本心の政治改革というものとは一筋なのかという議論もしておいたのですけれども、今やまさにみんながこの制度疲労というのを認めながら、私どもが議論をして

きた比例並立制というものを、ここでとおよその、ここにいらつしやる多くの皆さん方が合意をすることができたということは、大きな私は前進だったろうと思ひます。

その意味で、これをなし遂げて、先ほども御話があったように、政党そのものも変わる、あるいは議員それぞれの人も変わってくる、国民の見方というものも変わってくる。私は、これが成立することによって、そこに間違いなく新しい日本の政治が生まれてくるであろう、そして我々が痛みを覚えたときに、国民の皆さんに対しても、経済の構造ですとか、あるいは行政改革の問題ですとか、あるいは社会構造の中にもいろいろな問題について問いかけていくことができるんじゃないかなろうかというふうな思ひをしております、一日も早くこの法案を成立させたいという思ひを今改めて持っております。

○津島委員 その平成三年十一月の段階の議論でありますけれども、当時の野党の皆さん方は、定数は正と腐敗防止が先決である、並立制の導入などはもってのほかで、検討の余地がないといつて、国会の委員会の質問すら同意をされなかったわけでありました。

そこにおられる山花担当大臣あるいは佐藤自治大臣も当時から深くこのことにかかわっておられたと思ひますから、それなりの感慨があらうと思ひますが、山花さん、今どういう御心境でございいますか。

○山花国務大臣 御指摘のとおりでございます。政治改革全体を考えた場合には、何よりも政治の倫理の確立、そして政治資金規正法の改正、国会の改革、そして政治改革がある。政治改革については、当初の話題としては、六十一年国会決議以来続いている最高裁の判決のもとにおける格差是正の問題、まず緊急の課題としてこのことを行わなければならないというのが当時の、社会党だけではなく、かなり野党の共通した立場だったと記憶をしております。今質疑がありましたリクルー御指摘のとおり、今質疑がありましたリクルー

ト以来、定数は正の問題から政治改革のテーマというものが、政治と金とのかかわりで改めて新しい意味を持つてきたものではなかったでしょうか。そうした中で幾度かの政権の存否にかかわる議論を経て、さきの総選挙において政治改革のテーマ、政権交代なき日本の政治は憲法が求めている議会制民主主義を危殆に瀕せしめているではないか、こうした国民の皆さんの御批判を受けて、政権交代からという政治改革のテーマになったと私は承知をしております。

そうした中で、国民の期待を受けての今国会における政権の成立にかかわる政治改革のテーマとして、今回の最も基本的な選挙制度について議論が集中したところでございまして、柱は、選挙制度と腐敗をなくすシステムをいかに確立するか。その全体、一括四法案として今回政府の提案をさせていただいたところでございまして、私たちも、そうした過去の歴史の変化に対応して、私たちが極めて現実的な、国民の期待にこたえる、こういう選択をしてきた。こうした経過について思ひ起こしていただいております。

政治改革をしなければならぬということにつきましては、思ひは同じでございます、また与野党とも、国民の皆さんに対する責任は共通のものであると確信をしております。年内、一体としての政治改革実現のために、私の担当の任務もございいます、全力を尽くしたいと考えているところでございいます。

○津島委員 今拍手がございましたけれども、山花さんの御答弁、いつも聞いておりますと、最初はいつものようなメロディーから始まって、長いメロディーが続いているうちに何か現代的なメロディーになっていく。その間の論理的なつながりが必ずしもわからないというのは今も私にとつては同じ感じなんでありまして、それじゃ、私の方から単刀直入にお伺いいたしましょう。

当時は、並立制は聞く耳を持たなかったとおっしゃった。しかし今は、選挙制度の改正と一体となしてやらないと腐敗防止もできない、こうお

しゃった。つまりその核心のところにあるのは何なのですか。昔は腐敗防止をやらばいいと言っていたのを、今は選挙制度も一緒に変えなきゃならぬ、こうおっしゃっている、その変化のそのところを教えてください。

○山花国務大臣 一言で申し上げまして、これまでの議論の積み重ねの中で、全体一括してということが国会の中における大勢の議論となったのはなかったでしょうか。今回は、腐敗をなくす政治改革を実現する、こうしたテーマのもとにおいて、四法案一括ということの意味がそこにあると思ひます。したがって、どちらが優先ということではなく、一体としてやっていく、こうした与野党の気持ちについてはほぼ共通のものができてきたのではないかと思っております。

私の立場としては、そうした中で、国民のこれまで来た政治不信にこたえるためには、年内政治改革実現、こうした政権の性格づけを行った細川政権に全面的に協力して今日に至っているところでございいます。

○津島委員 まあ、今伺っているところの核心は、やはり政権交代可能な体制をつくらうということなんでしょう。まだほかにもいろいろ言われたいけれども、余り本質とは関係ないようなところもたくさんありました。

そこで、羽田副総理にお伺いいたします。

羽田さんのお立場からいいますと、この政治改革の原点は何なんでしょう。今山花さんは、原点にいろいろお触れになった。やはり腐敗行為を根絶したいというところから発想していると。羽田副総理にとつて原点は何なんでしょう。

○羽田国務大臣 原点は、やはり六十三年のリクルー問題があって、政治と金の問題があったと思ひます。

それともう一つは、私ども、今日の日本の国が抱える内外の問題、こういった問題に対応するのに政治家個人があるいは政党がやはり責任を持つて物事を訴えていく、そういう議論のできる場所というのをつくらなきゃいけないんじゃないかというこ

と、そして、そういう中から政党そのものを本党の大衆政党、国民政党に脱皮させていかなければいけないということ、私ども、こんなことが議論の過程の中でやはりどうしてもこの大きな柱として二つ出てきたんだというふうに思っております。

○津島委員 我々が二年前あるいは三年前から議論していたその原点到、やはり今の選挙区制度があったんじゃないでしょうか。その選挙区制と、それから、今原点としてお触れになった、また山花さんもお触れになりましたけれども、今までいろいろ問題が起きた、そのこととのつながりについては、羽田さんはどういうふうにお考えになっていきますか。中選挙区制というものを今どうしても変えなければならぬとすれば、そして、それが我々がねらっている政治改革の原点につながっているとしたら、どういうところにつながっているんでしょうか。

○羽田国務大臣 この点も二点についてお話ししたいと思っております。一つは、やはり政権をとろうとしますと、どうしても一つの政党から複数をなさなきゃならぬ。この現実の中で、何となくの、その事務所あるいは秘書さんの数、そういったものがお互いがどんどん競争しながらふえていってしまう。そのほか、サービスといいますか、そういったことのために大変な費用がかかってきておるということ、これがやはり一つであらうと思います。それで、しかもそれは個人がやっていたらならぬというところに問題があったと思うのです。

それともう一点は、やはり複数が選ばれる。十数%の得票があると、十数%で当選する方がたしか二百何十人になったんじゃないかというふうに思います。そういう中で、どうしても議論というのが、全体を見ながらの議論というのにはなくなっていく。特に難しい問題になりますと、ほかの候補者の方が話さない、ほかの方もなかなか話さないということのために、残念ですけども、こういう大きな激動、あるいは五十年たった

今変えなきゃいかぬ、そういう問題についての議論というのはなかなか出来なかったと思うのです。ですから、そういうことがやはり中選挙区から生まれてきた弊害であらう。それで中選挙区を制度疲労というのを申ししたことであらうと思っております。

○津島委員 まあ、おっしゃったことを私もなりに言わせていただければ、政党・政策ベースの政治、そしてまた、そういう選挙を確立しなければならぬ。私も、前通常国会、百二十六国会からこのことを言い続けてきているわけでありますが、そのことと、それから、先ほど山花さんが触れられた、政権交代可能な緊張感のある政治を確立しようということは何度も何度も言ってきたのですが。

さて、その立場からいまして、今政府の出しに評価されるか、これは細川総理に伺いたいと思います。

○細川内閣総理大臣 これは、両方の制度、小選挙区と比例制というものが相補う形ということ、二百五十、二百五十という形で政府案として出させていたわけですが、連立与党の中では、そのような形が、今までの過去の御議論というものを踏まえて、七次審も並立制でございまして、また八次審も並立制でございまして、また、その後の国会における御議論等も踏まえて考えますと、大体議論の収れんされるころはそのようなものかなということ、今度の国会に政府案として出させていたところでございます。

しかし、それは連立与党の中の話であって、自民党の側からは、三百の小選挙区、百七十一の比例というところでまた違った形の御提案があったわけでございます。その御提案にもやはり私どもとしては耳を傾けるべきではないか、最終的にそのように判断をして、御提示を申し上げましたという形でございします。

このことによりまして、民意の集約と反映という両方のポイントというものはお互いに相補う形で、そして自民党の方で主張しておられた、より強く政権の意思の選択ができるという点については、私どもとしても可能な限りの譲歩をさせていただいた、このようにお受けとめをいただければありがたいと思っております。

○津島委員 この問題を議論していくうちに二つの大きな柱が浮き彫りにされてきた。その一つは、政権を譲渡するということ。交代し得るけれども、政権を譲渡。したがってまた、政権を担当する責任を明らかにする。この一つの柱。それからもう一つは、政党・政策ベースの立場を明らかにして、そして、それによって選んでいただく政策なり政党が民意の鏡として反映されるという二つの柱。この二つの柱をどうやって組み合わせるかということ、これが百二十六国会における私どもと野党の議論の中心にあったと思うのであります。

問題は、これが、先般の選挙が終わりましたから事態が急変を遂げた。どなたがインシアチブをとってやりになったかわからぬのでありますけれども、二百五十、二百五十という、細川さんの後ろにおられる官房長官、これは、百二十六国会で私はしばしば隣に座っておったから、顔をみると何考えておられるかわかる仲間なんではあります。二百五十、二百五十、どうだ、こういうのが出てきたわけですね。

そこで、一体哲学は何だということがわからなくなっちゃった。どっちも平等に組み合わせればいいじゃないかという。それは、何というか俗な話ならいいけれども、この真剣、深刻な、これからの政治の基盤をつくる話にとって、やはり哲学は何かということが非常に大事な問題だと思っております。

そういう意味で、私どもは自民党なりに、まず、何といえども、政権を選んでいた、しかもそれは、やはり地域の代表である、顔を見える人を中心に選んでいたという考え方で一

貫いた案を出していったわけでありましたが、それに対して、今細川さんがおっしゃったように、昨日のトップ会談で自民党側の考え方に幾らか妥協したとおっしゃった。

その問題に入ります前に、私は、今非常に恐れている、心配していることがある。これはどうしても最初に指摘しておかなければいかぬわけであります。二つあります。

その一つは、当委員会において、先般私が質問しましたときに既に指摘をしておいたのでありますけれども、連立政権ができたときに、選挙のときの公約とは別にすると、これは明らかに山花さんは答弁の中でおっしゃったのです。社会党の政策は別として、連立のための政策を組んで今私どもはやっております。大臣だから一生懸命やっております。しかし、これがまかり通りますと、政党・政策ベースの政治状況をつくっていくというところがどこかに吹っ飛んでしまうんじゃないか。このことは、やはりこの総括の場面でもう一遍考えを総理と山花さんと両方からお伺いしておきたい。

今の連立政権の性格、何と申しますか、姿を見て、政党・政策ベースの選択はこれから国民がちゃんとできるのか、できるためにどういう努力をこれからされるのか、まずお伺いしたいと思っております。

○細川内閣総理大臣 これも何回か本委員会でも御答弁を申し上げたと思いますが、選挙の前に各党がそれぞれの固有の政策というものを連立を組む場合には持ち寄って、そしてそれをすり合わせた上で政策協定をして連立を組むというのが本来の姿であると思っております。今回はまたまたそういう形にはなりません。そういうこともしないうちに思っておりますが、いずれにしても、各党の固有の政策というものは固有の政策として持ちながら、連立を組むに当たって基本的な合意というものを交わしたわけでございますから、その合意に従ってお互いにしっかりと提携をして進んで

いくということ、これは私は許されることではないかというふうに考えているところでございます。

この連立政権のもとにおいては、あくまでもその合意に従って、この政治改革を初めとして、そこで取り交わした基本的な安全保障とか外交の問題とか、そうした基本的な問題について取り組んでいくということでございますから、そのことは、今申し上げましたように、一つの連立政権の姿として御理解をいただけることではないかというふうに私は考えております。

○山花国務大臣 津島委員の御意見の前提にあるものとして政治改革についての哲学をお話しになりましたけれども、その哲学が対立して、前国会の議論だったと思っております。今日の時代認識、一党が多数を占めて政権が安定する、こういう時代ではなく、連立政権の時代になったのではないかと。このところについて前提が違っているということがあるのではなからうかと思っております。私は、価値観が多様化し、有権者の皆さんがさまざまな価値観、政策に対して選択をする選挙の今日的な事態ということを見るならば、日本においても一党が圧倒的に多数を占めて安定的な政権をつくるということは困難な時代になったと思っております。

そうした中で、社会党の場合には、八九年の段階、連立政権についての政策を発表しておりました。以来その考え方には今日まで変わっておりません。政党はそれぞれ生まれ育ちが違うわけですから、固有の理念を持ち、固有の政策を持つ、それゆえに独自の政党としての主体性があることを前提としながらも、連合・連立の時代には、連立政権をつくる、お互いの主張については譲り合い、お互いの主張を生かしながら議論をして合意をつくり出していくという政治があるのではないかと、こうした考えから連立政権の政策を発表してまいりました。

今回も選挙に先立ちまして、非自民の連立政権の政策を発表し、そしてそれぞれの政党が選挙を

競ったところでございます。その結果に基づいて連立政権を合意の上につくり上げたわけでありまして、新しい時代における本格的な連立政権の時代を迎えていると私は認識しているところでございます。

かつて、振り返りますと、自民党も安定多数がとれなかった選挙の後、野党の一部と一緒に連立政権を守った経験をお持ちでございます。新自由クラブのときですね。その選挙の前は全く違った立場だったのですけれども、それが一緒にあって、合意をした上で政権をつくったと思えます。

また、ついせんだつてドイツのシュミット元首相がいらしたたのですけれども、連立政権についての、固有の政策と連立政権の政策についての御苦労をお伺いしたところでございますけれども、そうした経験を各国ともしておるのじゃないでしょうか。これからは、一党がということではないんじゃないかならうかと思っております。前にも連立政権、連立政権の基本合意を明らかにするということはあることだ、こう思っているところでございます。

○津島委員 山花さんの、民意が多様化したとか連立の時代に入ったとか、そのことは否定する必要はないのですよ。幾ら連立でも、みそとくそと一緒にするやうな、つまり、全く矛盾した固有の政策を持ちながらやるのは、これはいかげなものですかというのを言っているのではありません。自民党の場合のケースとは私は全然違うと思う。全然違う。憲法論まで絡んで、お互いが相入れないような意見の食い違いは全くなかったのですから、そこは一緒にしないでくださいよ。ですから、私は、将来の日本の政治のために、この政治改革が終わりまして、このような不自然な連立は早く解かれることを期待したいと思うのであります。

もう一つ、私が心配でならないのは、いわゆる権限と責任の分離なんでありまして、

もちろん、総理は、全体として今度の内閣の責任を全部背負って頑張っておられるけれども、今度のいろいろな与野党の折衝の中で、いろんなお考えが出てくる震源地が、まあ私も地盤計で正確に図っているわけじゃないけれども、どうも方向が官邸でないようなところから来ることも多いんだ。これが昔の、例えば派閥の長が、数人をたくさん持つていて、その人が責任を持たなくても権限を持つていてというようなことになったのでは、これは今度の政治改革の原点である、今のこういう状況を改善しようということにつながるものでありますから、これも懸念の第二の材料として私はどうしても申し上げておかなきゃならないわけでありまして、

しかし、それにいたしまして、まあ昨日は、総理、大要御苦労までございました。我が党の河野総裁も、それこそ思いのありつたけをぶつけて話して合意をされたと思うのであります。それはそれで結構なんでありまして、私は、ここに至るまでの過程がどうしても理解ができません。私自身、当委員会の委員であると同時に六者協議に引張り出されておったのでありますけれども、六者、双方、与野党の代表が出て、真剣に話し合いをしているという最中に、これは、委員長、まあ遺憾の意を表明されましたから今申し上げてもあれなんだけれども、職権で締めくくって、いろいろ聞いてみると、外交日程があるというのです。アメリカへ行かれると。それは、物事によつてはいいのです。物事によつてはいんだけれども、これから二十一世紀までの日本の運命を決めるような政治改革をやるときに、ある国の大統領に会うこともそれは大事でありますけれども、外交日程が優先をしたということであれば、どうしても私は納得ができません。何か、衆議院のこの話について成果を上げて、お土産でも持つていきますというふうなお約束でもあったのでしようか。これをまず確かめておきたいのであります。

○細川内閣総理大臣 この点については、前から申し上げておりましたことは、ぜひ十八日には衆議院の方で上げていただきたい、そして参議院に法案を回していただきたい、こういうお願いを申し上げてきましたわけで、その根拠は、申すまでもなく、参議院の方でも、ぜひ、重要な法案でございますし、十二月十五日の会期末ということをお考えますと、およそ一月ほどの審議期間というものには、衆議院と同程度の審議期間というものには確保していただく必要があるであらう、こういうことで申し上げてきたわけでございまして、外交日程ということは、たまたまその後には外交日程に入っておりますが、外交日程ということも理由にしてそのようなことを申し上げてきたということではないかと思っております。

○津島委員 そういうお話は当然のことだと思えますけれども、ただ残念なことに、そのような日程が厳しいということから、私もどがぜひやりたいと思つていた六者協議の大事な仕事の一つでできなかった。

それは、六者協議で、公聴会をずっと終えておいでになりました委員会の代表の方に来ていただきましたとして、国民の意見を聞いたんですから、どういう意見があり、そしてどういふ点が問題かということをよくお聞きをして、六者会談の審議に反映させようと思つていた。それができなくなっちゃったんですね。それがゆえに、また幾つかの実是与野党の間の対立点の詰め合わせができなくなったわけでございます。

この点を一つ一つお伺いをしてまいりたいと思つておりますが、ここに入っていく前に、同僚委員、細田委員が、当委員会、今の与野党の法案の審議の中で若干の追加質問がある。これは、担当大臣の御答弁に不十分な点があるということを指摘しておられますので、しばらくの間、私の時間の範囲内で質問を譲りたいと思つております。

○石井委員長 この際、細田博之君より関連質疑の申し出があります。津島君の持ち時間の範囲内でこれを許します。細田博之君。

○細田委員 私、十月の二十一日と二十七日にただいま津島委員の質問されたような点を中心に詳しく質問をさせていただいたわけでございます。その中で、特に、選挙におきまして選挙協力を皆さんが行われるという意図がありになることについて強く疑問の念を呈したわけでございます。

総理、今、七党八会派率いておられますけれども、それぞれ一つ一つの党派の違いを認識していらつしやいますか。

○細川内閣総理大臣 細部については認識しております。大まかにはもちろん認識をいたしております。

○細田委員 ポートでも、八人でこのは大変速いんですが、一人がおかしなことをやるともう全く進路を誤ってしまうということになりますし、船頭多くして船が山に上るといことがあつたわけでございます。実際は政策がそれぞれ違つたわけですね。ですから、これから我々も楽しみにしておりますが、予算を組むときに、年金の問題でも防衛の問題でもあるいは税の問題でも、どのようこの八つの会派をうまく調整していかれるのかなということは大変興味深いわけでございますが、そこで私が申し上げたいのは、選挙協力というときに、やはりこれは政党政治の危機であると思つたわけですね。

総理言われたように、全部一応違う、その前提で政策はそれぞれあると言われる。ところが、今回皆さん方が御答弁になつておられる中身はこういふ中身です。大阪一区では公明党の方を公認候補といたしますので新生党も社会党も御遠慮ください、大阪二区では社会党を公認候補といたしますのでそのほかの党の候補は御遠慮ください、こういふふうと言われるのが理想である、そう言われるわけですね。そうしてそれは、これがもしできない場合には、どこかで、社会党もどうしても出ない、日本新党もどうしても出ないという場合には二人が出るかもしれないけれども、それは望ましくない、だからできるだけ調整をする、こう言つ

ているんです。これは、政党政治というものを考えたときには、黨員に対する冒瀆であると思つておられるわけですね。つまり、自分は社会党を支持しているのにこの選挙区でなぜ公明党を入れるというふうに言われるのか、これは必ず起こる問題であります。

そこで、たしか大内委員長、大臣だったと思つたけれども、いや、よく考えていくと、やはり政党はどんな合併していかないと、この小選挙区制のもとでこの選挙協力というのはつじつまが合わなくなるだろう、こういふふうには、政界再編が起こっていくだろうという話がありまして、総理はどう思われますか。

○細川内閣総理大臣 穏健な多党制ということを前に申し上げたことがございますが、おっしゃるような方向に進んでいくであろうというふうにも思つております。

先ほど津島委員の御質問にお答え申し上げましたように、今回は政権交代という大きな目標のために、選挙が終わった後で連立を組むという、そういう形になつたわけでございますが、本来はそういうことではなくて、選挙の前に政策協定をきちんとして選挙を戦うというのが本来のあり方であらうというふうには思ひますし、次の選挙からはそのような形に必ずなつていくであらうし、また、それについていけないという党があれば、それは当然そこから離脱をされるということになるのであらう、このように考えております。

○細田委員 これは大変な問題でありまして、私は、一言で言えば談合政治だと思つたわけでございます。

アメリカやヨーロッパから日本がなぜ非難されているかという、日本は結局お互いの利益のために調整をして、入札行為にいたしましたも物の購買にいたしましたも、話し合つて、あなたはこをやりなさい、私はこをやりなさい、そうすればお互いに得をするからやりなさいというところ、これがまさに批判されておられ、今日ゼネコン

問題でも、あるいはその他の独禁法違反問題でも厳しく指摘されているわけですね。

政党におきまして、どこの地区においては何党、どこの地区においては何党というふうな公認調整をやるということとは、まさに談合政治でございますし、これは党が合併しない限りは、緩やかな多党制のもとでやるのは政党政治に反する、これが基本的な私の考え方であり、これは津島委員がそういうことを指摘したとおりでございます。

そこで、私は実は前回、佐藤大臣に答弁を求めましたところ、若干実態に合わないといひますが、法解釈上問題のあるということを後で言われましたので、そのことを申し上げますと、こうやってこの法律がもし通りますと、当然ながら与党におきましては大体二十五人ほどが、この二百七十四名でも現職の議員が公認されません、小選挙区において、したがって、その人たちは、残念ながら二十五人の人は、比例で出てくれということになるわけでございますが、これはちゃんと調べてありますが、自民党の場合も実は四十人ばかりが、あなたはだめだから小選挙区はやめてくれ、そして比例で出てくれと言わなきゃいけません。そして他方、弱いところでは出る人は負けずから、負けずから負けずから、善戦率その他の考え方で序列をつけて、そのような人には高い順位に当選をさせるといふようなことをやらなければなりません。

つまり、二つの異なる性格のものを比例区においては何かの形でミックスしないと、実態になかなか合わないような例がありますので、私は自治大臣なり山花大臣に質問したときには、そういうときには政党の自主性に任せて、比例にどういふふうによつていくのかということとは自由ですね、例えば、こまでは比例に回つた人、こからは小選挙区に出た人、こはまた比例に回つた人、こは小選挙区に出た人というようにして、上から順番には惜敗率の順番で並べても構いませんね

と言つたら、それでも結構でございます、党の自由でございますと言われたのですが、ちよつと違つたので、御答弁願ひます。

○佐藤内閣総理大臣 去る十月二十七日に細田委員の方からそのようなお尋ねがございまして、比例代表選挙の名簿順位のつけ方について、一番から五番までは比例だけの候補者として、六番から十番までは小選挙区の立候補者を惜敗率がいい順に五人並べ、この場合にはまだ固有の候補者が決まつていないというところのようでございますけれども、惜敗率がいい順に五人並べ、十一番から十五番まではまた比例だけの候補者とし、それから十六番から二十番まではまた小選挙区立候補者を惜敗率順に並べるといふようなことはできるかという御質問が細田委員からございました。

この御質問が、今もちよつとはつきりしないのでありますが、六番から十番まで、これは全部同一順位、六番の同一順位になるわけですね。その方々があらかじめ固有の候補者が、六番で同一順位というところで固有の候補者があらかじめ決まつておるのでございましてそれは可能でございますけれども、その五人というものが、どうも細田委員の御質問は小選挙区でやつた結果としての惜敗率を後から当てはめるんだということでございます。この制度というのはそれを認めておらないわけでございます。

私が先日の答弁で可能であるといふ旨答弁しましたのは、六番から十番までの同一順位グループの五人が、それから十六番から二十番までの同一順位グループの五人が名簿届け出の時点でそれぞれ決まっております、つまり固有の候補者がちゃんと入つておられて、同一順位で六番になつておる五人あるいは同一順位で十六番になつておる五人、これがあらかじめ固有の候補者は決まっておる、しかし、それをどの順番に当選にしてい

くかについては、小選挙区の結果出た惜敗率の高い順になつていくということについて、それならばできますと答弁したわけでございます。したがって、本改正案におきましては、同

一順位の重複立候補者も含め、名簿には各候補者ごとに必ず順位を付して提出いただく必要がありますので、御質問のように順位のない候補者の存在を前提とするやり方は、あらかじめ有権者に順位がわからないということになりますので、この拘束名簿式を原則とする改正案ではとり得ないということでございますので、あらかじめそこには、同一、六番の五人というものにつきましては固有名詞を入れていただく、こういうことになっておるわけでございます。

○細田委員 修正されましたので、以上で終わりますけれども、こうやってちよっとお聞きになってもおわかりのように、全国比例方式というものは非常に大きな問題をたくさん含んでいるのでございます。政党のできるだけ自由にしなければならぬのですが、今の政府提案では非常に拘束度が高い、そういうことが問題でございますので、私どもは都道府県別ということをおっしゃるわけでございます。

それから、先ほどの談合政治問題ということにかんがみまして、我々は、やはり一票制が正しいのであって、二票制をした上で選挙協力をするということとはまさに談合、つまりシェアの固定化になります。必ず、新生党のシェアは何%ですとかこれだけにしてください、公明党は何%ですとかということになって、これから人気が出る政党にとって議席がふえなくなるというような大きな問題がありますので、そのことを指摘させていただきます。関連質問を終わります。

○石井委員長 続いて、津島雄二君。

○津島委員 引き続き御質問をいたしますが、今、細田委員の質問の点に関連して、地方公聴会、中央公聴会が出た問題の中の大きい問題点が比例代表制の投票単位の問題でございますね、今の全国一本にするか、自民党の府県制にするかと。これは、地域の代表を基盤とする政権の選択をするという私どもの哲学からすると、非常に重要な問題点である、考え方である。これは容易に妥協することはできない。

同時に、現行の参議院の制度との関係を考えますと、いずれも、衆議院も参議院も全国単位の比例代表選挙をやるといふのは、いろいろな意味で問題を起す。二院制の存在意義を失わせるおそれがあるのではないかと指摘する方もあるわけでありまして、この点は引き続き議論をして、適切な結論を出さなければいかぬわけでありまして、この点について、細田総理のお考えをお伺いしたいと思っております。

○細田内閣総理大臣 重複立候補の問題でありますとか、またその他のいろいろな問題が当委員会でも議論されてきたところであります。私どもとしては、やはり都道府県ということよりも全国ということの方が望ましい。都道府県ということはどうしても、比例制、それぞれの各都道府県に配分をするということになるわけでございますから、二名ずつ配分をするということになるわけでございます。それから、それはやはり比例制の趣旨からすると、それがなものであろうか、こういうことをずっと申し上げてきたわけでございます。ですから、その趣旨は、やはりそういう考え方からいたしますと、都道府県という考え方は、私どもとしてはいかかかなものであろうか、このように申し上げてきた次第でございます。

○津島委員 今参議院との関係についてお触れにならなかったわけですが、いずれこれは参議院でも大きな問題点として御議論になると思うわけでありまして、ぜひとも政府・与党におかれては、引き続きこの点について議論に真剣に耳を傾けられて、最終的な法律が成立するまでには適切な結論を出されることをここで希望いたしておきたいと思っております。

中央・地方公聴会の問題点のうちでも一つ大きい問題は、地方議員さん、あるいはいわゆる市民党を名のっているような無所属の議員さん、あるいは地方の首長の方々の政治活動を支えていくために、一切の企業献金を政党以外には禁止をするということが非常に大きな影響を与えるという問題点でございます。

よく言われますけれども、いわゆる企業というのは、殊に営利団体でありますから、自分に得になるようなことしか金を使わないよというふうな俗の議論がございます。それは非常に俗な議論でございます。まして、すべての方が政治に参加するときには、自分が意図したある政治目的の達成のために参加をしていくわけでございます。これはもう多様な参加の仕方がある。

よく与党の方が好んで言われるイギリスでございますが、私から今さら申し上げるまでもないのですけれども、企業は年額二百ポンドを超える献金をした場合には報告書に記載をし、取締役会にちゃんと諮れという、その企業内部の自律に強くゆだねておる。私はこれは本筋だと思っております。企業の方がきちっと、それは我々が意図するところであって、そのような政治参加は結構だという、それは非常に重要な政治参加だと思うのであります。その企業献金はすべて政党以外はやめてしまおうということについて、私はどうしてもまだ納得いかないわけでございます。

この点について、総理は引き続き与野党の議論に真剣に耳を傾けていく御用意があるはずだと思っております。いかがでしょうか。

○細田内閣総理大臣 この点につきましては、昨日も河野総裁と随分時間をかけてお話をいたしました。確かに、地方議員あるいは地方の首長さん方の政治活動をどうするかというところは一つの議論のあるところだと思っております。

しかし、これもかねがね申し上げてきておりますように、今国民が政治に対して求めていることは、あるいは政治家に対して期待をしていることは、政治と金にまつわる問題にどうけじめをつけるのか、企業献金というもののどのようなくけじめをつけるのかというところに大きな関心があり、あるというところを考えると、また現に企業と個々の政治家とのつながりがいろいろ問題になってきているというふうなことを考えますと、この際、どうしてもやはり企業献金というものは、ここで政党以外に個々の政治家に対してなされるものについては、これを廃止するという方向

に踏み切るということが、政治に対する国民の信頼を取り戻す上でも何よりもポイントではないか。

これは、私どもの連立与党の中でも一番、この問題こそ我々の精神と申しますか核心部分である、こういうことを、多分、津島委員入ってやっておられた協議の中でも、与党を代表しておられる方の方からそのような発言がなされたことを御記憶かと思いますが、私どもは、この問題につきましては、終始そのような考え方に立ってきていたところでございまして、ぜひその点を御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

地方議員の方々あるいは地方の首長の方々の政治活動というものにつきましては、さらに公営の費用というものを充実していくというふうなこともございまして、またさらに、寄附の範囲というものを、限度額というものを広げていくといったようなこともあるかもしれませんし、もう少し知恵を絞らなければならぬというふうにも思っておりますが、いずれにしても、中長期的な課題としては、地方制度全体の課題とも絡めて少し検討をしていかなければならないことではないかというふうに考えているところでございします。

現に、地方の首長の方々あるいは議員の方々は、特に首長の方々は、ほとんどが無所属であります。約八割ぐらいは無所属だとよく言われますが、多くの場合にはいづれかの党からの推薦を受けておられるわけでございますし、また地方議員の方々の場合にも、政令都市以上の議員の方々の場合には、あるいは市議会議員の方の場合もそういうケースが多いのかと思っておりますが、各政党に何らかの形でかわりを持つておられる、あるいは無所属であっても会派手当をもらっておられる、そういうケースがほとんどだと思っております。そうしたこともまた考慮に置きながら考えていくべき課題ではないかというふうに思っているところ

ろでございます。

○津島委員 細川さんは、バランスをとらうとどういふことをみずからも言われ、またマスコミでも言われておるので、やはりバランスのとれた判断をする。そして、やっではないかなんことを勇氣を持ってやらない、やらない勇氣も持っていたきたい。私は、この問題について、これから議論を重ねられていく中で、常に虚心坦懐に政治資金と政治活動の円滑化という問題を考えていたいただきたいと要望をしておきたいと思ひます。

次に、先ほどお話が出ておりましたが、いわゆる定数につきまして、政府側は二百五十という小選挙区を二百七十四までふやすと。二百七十四までふやすという考え方は、内訳はお伺いをいたしました。まあ四十七を仕方ないから配分した、残りを二分の一にするというのは、実に実に苦しいあれでございまして、やはり小選挙区制を重視する必要がある、これは衆議院の基本的なあり方にかかわるものであるということであれば、この数字につきましては、せっかく昨日お出しになった数字なのでありますけれども、これから議論の中で、やはり虚心坦懐に私どもの主張に耳を傾けていただきたいと思います。時間がありませんので、これは要望だけにとどめておきたいと思ひます。

次に、六者会談で残された問題の中で、戸別訪問のあり方、これは与野党考え方が異なっておりますが、私どもは、戸別訪問の全面解禁は尚早だという考え方をとっております。それからもう一つ、選挙区画定委員会をどちらに置くか、こういう問題について、衆議院に設けるとしても、事務的な能力の話もある。で、政府に設けた場合に、行政が影響力を不当に行使しないような歯止めをしてほしいというお話もあつて、考え方はそれほど大きく食い違つてないわけでありまして、ここで改めて確認をしておきたいんであります。この二つの項目については、これから法案が成立までの間、積極的に双方の考え方を詰めていくという考えが総理にありなると思ひますが、いかが

でございましょうか。

○細川内閣総理大臣 六者会議におきまして、十分ひとつ御検討をいただきたと思つております。

○津島委員 私どもは、六者会議が、仮にこの法案が参議院に行った場合にそのまま存続できるかどうかについて、まだはっきりした考え方を私は聞いておりませんが、それを前提として今のお答えは受けとめておきたいと思ひます。

次に、政党助成の問題。これは政府側が額において自民党案にまあ賛成をさせていただいたというか同調していただいたわけでありまして、よくよく考えてみますと、やはりいろいろ問題がございす。六者会談で私からも申し上げましたけれども、政党というものは、今の法制では助成法の前提条件というのは書かれておりますけれども、しかしそれは、民法であるとか一般の民法規の上では人格なき法団扱いになることはあると思ひます。財産の名義人も個人の名前になったりする。そういう意味からいまして、巨額の助成、公費助成をもらうようになりまして、やはり政党というものは何であるかということ、きちつと国民の目から見て間違ひのないように明らかにしておく必要があると思ひます。

そういう意味で、政党法の策定はぜひとも必要であるというふうに考えられるわけでありまして、この点についてのお考え方と、それからもう一つ、例えばことしまでは党の事業費は全体としてわずか二十万であったという党がいきなり、政党助成を受けるとこれの十倍倍あるいは二十倍、三十倍の助成を受けられるというふうなことになる。どうなんだろうと。政党の運営が専ら政党助成で行われているというの、これはもう外国の判例でも、これは基本問題である、そういうことはあつてはならないという憲法判例も出てくるわけでありまして、この点について真剣に引き続き検討されるお考えがあると思ひますが、いかがでございましょうか。

○細川内閣総理大臣 初めに政党助成の方でございすが、これにつきましては、確かに根拠という点から考えますと、さまざまな論点があると思ひます。あろうと思ひますが、私どもは、今の政治と金にかかわる、金にまつわるさまざまな問題の発生あるいはまた国民の関心ということから考えますと、この点については自民党案に大きく譲歩をするということがやはり私どものとるべき道ではないかということ、これも先ほど申し上げておりましたが、かなり大幅に、まあ連立与党の中でも率直に申し上げていろいろな御議論があつたわけですが、そのような形で最終的におさめさせていただいたところでございす。

それからもう一つの政党法の問題につきましては、これも何回もこの委員会でも御議論があつておりますように、さまざまな観点からもう少し慎重に検討すべきであらうというのが、やはり私は今の大方の意見の集約をされているところであらうというふうに思つております。過去の審議会等々の御議論でも、性急に政党法というものを打ち出していくべきではないというのが御議論の中で多く出ていた御意見であるというふうに私は承つておりますし、今後引き続きこれは検討していくべき課題であらうというふうに考えているところでございす。

○津島委員 以上のほか、当委員会の理事間でいろいろ協議をした結果、与野党の食い違ひについて歩み寄りをいただいた点が幾点かございす。これらの点については、恐らく政府の修正案で入れていただいていると認識をしておるところでございす。

それにいたしましても、今私どもが取り組んでおります仕事は、まさに二十一世紀に向けての日本の政治の姿を決める大事な仕事でございす。新しい政治の舞台を築く、そして総理ばかりでなく、与野党問わず、私どもひとりとして歴史と未来に責任を負つておるわけでございす。そういう立場から申しますと、この問題についての結論を党利党略などで決めてはならないわけでございまして、私は、これが多数決だけで決められるという

ことがあつたならば、まことに残念なことだと思ひのであります。

時間が限られてはおりますけれども、これから最終的な結論を得るまで、どうか政府におかれても与党におかれても、真剣に議論を交わしていただまして、正すべきものは正すということをぜひお願いをしたい。引き続き真剣な議論を行つていただきたいということを強く要望申し上げます。私の質問を終えさせていただきます。

○石井委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 最初に申し上げておきたいんですが、国民が求めている政治改革は、金権腐敗政治の根絶であります。今、ゼネコン疑惑がかつてない規模で拡大をしております。この解明なくして何の政治改革ぞという国民の声が非常に大きいのです。ゼネコン疑惑の集中審議と小沢一郎氏を初めとするゼネコン疑惑関係者の証人喚問、ぜひこの委員会でも引き続きやられたいということを最初に要望をしておきたいと思ひます。

第二番目に、連立与党と自民党が当委員会から離れて密室協議の中で、この委員会では何の議論もしてないのに、衆議院の選挙期間の短縮の問題あるいは事前ポスター掲示の規制、こういう国民の知る権利、基本的人権にかかわる問題を、合意をしたからといって修正案を出してくる、こういうやり方というのは、これは政治改革を言う資格がないとむしろ言いたいくらいに思ひうわけであります。強くそういうやり方について抗議をしておきたいと思ひます。

それで、まず選挙制度についてお伺いしたいんですが、総理は、中選挙区制は制度疲労だと、制度疲労による弊害が大きくなったからこれを変えるんだということ、八月の所信表明でも今回の所信表明でも言われております。複数立候補、同士の打ち、政策不在、利益誘導、金がかかる、政権交代ができない、こういう状態が制度疲労なんだ、こう言われましたね。

しかし、この審議の中で、羽田さんにも山花さんにも武村さんにも大内さんにもお伺いしまし

た。それぞれの選挙区で、複数立候補している選挙区ですね、そこでどうですかと言ったら、特別に同士打ちやったということもなければ、特別に利益誘導やったということもなければ、しかも、最近二十年ぐらいいからそういうことが起こってきておるんだということを武村さん言われましたけれども、その前から複数立候補やってるわけでしょう。全然理由にも何にもなりはせぬ。公明党の委員長には聞かなかったのは、愛知六区は、とにかく一人ずつしか立ってませんからね、複数立候補がないんだ。

ところが、この複数立候補ということを経由にして、制度疲労だという。全くこの制度疲労というのは言葉のあやでして、非常にジャーナリストイックになった。私は空語ということも言ってますが、内容のない言葉で、そして中選挙区制は廃止するんだ、そういうことでみんな大合唱をする。八紘一宇と言ってばつとやつたあれと同じ、翼賛体制に近い、そういうことなんです、制度疲労論は全く根拠がない。

総理、やっぱり制度疲労で中選挙区制はやめるんだ、こう言われるんですか。

○細川内閣総理大臣 共産党さんの場合のように、一選挙区からお一人しか立たれないという場合には、同士打ちといったような問題は起こらないんだらうと思いますが、自民党さんの場合でも、現実に政権を担っているという状況の中で、現実問題として、今まで同士打ちの弊害というものがいろいろ出てきたことが現実でありまして、そこに利益誘導型の政治が生まれ、今あるおっしゃいましたような問題が生じてきたというのが、今日の政治に対する国民の不信を大きく高めてきた。私は、やはりこれは大きな要因であると思っております。

そうした意味でも、この選挙制度というものを変えていくことも、政治を変えていく、政治に対する国民の信頼を回復していく上で、ぜひともこれは変えていかなければならない一つの基本的な枠組みの問題であるというふうに認識をしている

ところでございます。

○東中委員 自民党が複数立候補で金権政治をやったかどうかは別としてですよ、それは、複数立てるか立てないかというのは、その政党が決めることです。選挙民に対してどういう姿勢で臨むかというの、その政党の、あるいはその候補者の姿勢なんですよ。複数立候補なら金権選挙になるんだ、利益誘導をやつて、そして複数当選で過半数を占めていくんだ、こんな全くの、政治改革大綱で自民党がつくった、事実には合わないドグマをまだ言うてる。私は、本当にもう少し、やはり理屈に合わないことは理屈に合わないことを言わなきゃいかぬですよ。

それで、今度は小選挙区制になれば金がかからなくなるんだ、政党本位、政策本位になるんだ、こういうふう言うて、小選挙区制導入の理由にされたわけですね。一人で一区だから、各党一人ずつ立つから政党本位だ、こんなものは全くお話にならない。

金がかからなくなるかということでは、有名な大正十一年の加藤高明、当時の総理の発言、それから尾崎行雄、昭和四年の国会での発言、それから昭和二十二年の小沢佐重喜氏の発言、これはもうみんな、むしろ小選挙区になったら狭くなって激しくなつて情実本位になつて、金権、金がかかるんだと言ってますよ。現在も、例えば韓国でいえばそういうことですね。今閣僚の皆さんも、この選挙制度を小選挙区制にしたなら、そのことによって金がかからなくなるんだというようなことはないと行って、大内さん言われましたね。公明委員長も言われました。みんなそうですよ。そんなばかなことありますまい。逆に、奄美を見て韓国選挙を見て、小選挙区制入れたら、もうめちゃくちゃに金がかかるんだ。実際にそういうことなのに、今なおそういうことを言うている。

しかも、政策中心になる、政党本位になるということでしたが、先ほどの質問でもそうでしたね。だって連立与党は、自民党の政治を、重要政

策を継承するんですよ。八党派は合意に基づいて全部同じ連立政権としてやっているんだから。それが、お互いに政策中心、政党本位になるんですよ。やりやせぬじゃないですか。現実の条件からいっても、政策本位、政党本位なんというようなことはあり得ない、金がかからないというの、もう真つ赤な嘘だということが言えると思うんですが、そういう点で小選挙区制を、金がかからなくなる、政策本位だということを言うのは、これは全く根拠がない。

むしろ小選挙区制は、今やっているのは世界的に見たら非常に少ないですね。少ないだけじゃない、イギリスでさえ五二%はもう小選挙区制やめようじゃないかと言っている。ニュージーランドはどういう廃止したですね。だから、小選挙区制はだめなんだと。日本では、明治時代と大正時代にこんなものだめなんだと言った、その古いものを今出してこようと言っている。世界的にももうやめていこうという方向が出ている、少数派だということに、何が小選挙区制を入れることによって金のかからない政党本位の政治になりま

すか。

全く論拠のないことだと思ふんですが、総理、どうですか。総理そう言うてきたんだから。総理そう言うてきたんだから。

○山花国務大臣 東中委員、前回に重ねての御質問でございますけれども、今御指摘のように、金

をかけるかかけないかということに抜きにしてはいけないと、このことについては、私はおっしゃる部分が正しいと思つています。中選挙区でも小選挙区でも、お金をかけようとする政治家の姿勢が変わらなければならぬし、そういう風土を変えていかなければならぬのだと思つていま

す。

今回、今御意見の中にもございましたが、個人本位の日常の政治活動、そしてとりわけ選挙の活動を、政党が中心となつて政権を争い政策を争う、こうしたシステムを大きく変えていくところに今回の選挙制度についての改革の意味があるわけでありまして、同時に、それだけではなくて、腐敗をなくするための諸制度についても、罰則の強化あるいは処罰の拡大等を含めて、一体となつて今回法案を提出させていただいているのでありますので、全体としてどうか御検討いただきたいと思ふ次第でございます。

小選挙区についての長い国会の中の議論もござい

ますけれども、選挙制度だけではなく、腐敗をなくするための諸制度と一体のものとなっている、あわせてどうぞ御検討いただきたいと思うことを、前回に重ねてお答えさせていただいた次第でございます。

○東中委員 それは答えになっておりません。小選挙区制という選挙制度について言うているんだあつて、ほかのものとあわせて言つたつて、ほかのものとあわすのは腐敗防止法をつくればいい、腐敗防止を目指してやつていくんだから。そんなもの一緒にあわすもあわさぬもないんですよ。制度としてはそういうものじゃありませんよ。と、あなたの方言つたことと違ひますよと、世界の大勢も違ひますよと、私を私たちは言つておるわけでありまして。

並立制についてありますが、今までは、小選挙区制は並立制で、総理の言葉によると、集約とそれから反映とフィフティ・フィフティでやつて、そして、集約させながら国民の意思を反映するんだと、こう言うてこられました。それで強力な政治をやるんだということも言われました。ところが今度は、フィフティ・フィフティではなくて、五五対四五というふうに今度は修正すると言ふんですよ。いよいよ小選挙区制中心の並立制だということ、数の配分の上でははつきり出てきたわけでありまして。

ですから、これは小選挙区制中心で、かつて山花さんが、かつて言うてもこの四月ですが、民主政治を根柢から覆すものというふうに言われ、石田さんが、これは二年前ですが、公正の原則に完全に背を向けるもの、こういうふうに言われた小選挙区制中心の並立制というふうに変わつてき

たわけですね。だから、結局これは選挙制度としては、強力な政治を進めるため、政治の安定のためにということ、制度によって強力な政権をつくっていく、民意を反映させない、民意を無視して、そして国民に痛みを伴う政策をも実行されねばならないと言われた、あの八次審の報告と同じような、それをねらっているんじゃないか、こう言わざるを得ないんですが、総理、どうですか。

○細川内閣総理大臣 かねて申し上げてまいりましたように、民意の集約、民意の反映、両方を相補う形で今度の並立制の政府案というものを提出していただいたわけで、それを昨日というかけさ、自民党のお話し合いを踏まえた上で、あるいはまた当委員会での御議論を踏まえた上で、修正をすることを考えさせていただくことにいたしました。それによって民意の集約だけになったか、それだけが非常に浮き立たせられるような状況になったかと申しますと、決してそうではなくて、民意の反映という部分も、今おっしゃったようにまだ半分近くはそういう状況であるわけでございまして、そのことによって、当初から考えてまいりました趣旨というものは十分生かされているというふうに考えているところでございます。

○東中委員 国民の意思の反映が集約という形で曲げられるということで、国民の意思とかけ離れた国会をつくり出す、そういう制度になる。これは、国民の平等な選挙権を保障した憲法十五条、これに反しますし、主権在民、民主主義の憲法原則に挑戦するものだ、と、はっきりと申し上げておきたいと思えます。

それで、政治資金についてお伺いしたいのですが、総理、政治資金規正法の第二条に「基本理念」というのが書いてあります。政治資金は「民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財である」「いやくも政治資金の提出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」これは、

提案されておる改正法でもそのまま条文として残っています。要するに、民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財なんだということとを言っているわけですね。

この基本理念、これは総理もそうお考えなんじゃないかね。

○細川内閣総理大臣 政治資金は国民の浄財である、全くおっしゃるとおりでございます。

○東中委員 企業は国民ですか。

○細川内閣総理大臣 よく言われますように、社会的な存在として企業の政治活動というものも認められている、こういうことを繰り返して申し上げてきているところでございます。

○東中委員 企業は国民ですかと聞いているので

「国民」という言葉は、憲法を見ますと五十三カ所あります。「国民の権利」と言っているのが一カ所あります。「国民固有の権利」と言っているのが一カ所あります。国民の代表とかいろいろありますけれども、その「国民の」という言葉の示す概念は企業は含まない。

企業を含む国民というものがあろうか、法制局長官、答えてください。

○大出政府委員 例え憲法の第三章、基本的人権に関する諸規定が設けられておるわけでありますが、そのうちの十四条、法のものとの平等の規定とか、あるいは二十一条の表現の自由とか、そういうところでは法外に言われているところの国民というものの中には法人も含まれる、こういう解釈がされておるところであります。

○東中委員 十五条の「国民固有の権利」と言っている参政権の権利は、企業は含まれますか。

○大出政府委員 憲法十五条で規定をいたしておりますところの「国民」といいますのは、いわゆる自然人を指しておいて、その中にはいわゆる法人人というものは含まれないという解釈であります。

○東中委員 自治省が出しております「政治資金規正法解説」というこの本があるんですが、そこ

にこういう定義がしてあります。「政党その他の政治団体や公職の候補者に対する政治資金の拠出は、国民の立場からすれば、国民の政治参加の一つの手段であり、国民の権利でもあると考えられる。国民がその信念に基づいて浄財を拠出することはむしろ望ましいことであり、本来自由であるべきものである。」だから、政治資金の拠出は国民の政治参加の一つの手段で、参政権という国民の権利であるというふうに書いてあるんです。しかもそれは、「国民がその信念に基づいて浄財を拠出することはむしろ望ましいことであり、本来自由であるべきものである。」と。

だから、国民の信念ですから、会社は信念なんではないんですかね。国民がその信念に基づいて浄財を拠出することは本来自由であるべきである。国民の思想、信念の自由、政治資金拠出の自由というものは、憲法の二十一条なり、あるいは十九条なり、そして二十五条による参加の権利、こういうことになると思うんですが、法制局長官、どうですか。

○大出政府委員 憲法の二十一条一項は、広く表現の自由というものを保障をいたしておるわけであります。その一つといたしまして、国民は、国や政党の特定の政策を支持したり推進をしたり、またはこれに反対をするということなどの、そういう政治的行為をなす自由というものを保持しているというふうに思います。政治資金の寄附ということも、まさにその自由の一環であるというふうな考えられるわけであります。このことは、憲法の十五条一項によって国民に参政権が保障をされているということでございますが、それとの関係からいいますと当然のことであるということだろうと思えます。

憲法十九条についての御指摘がありました、これにつきましては、一般的に言いまして、国民がどのような政党に政治資金を寄附するか、あるいはしないかということは、その人の自由な判断によるべきことでありまして、そういう意味では、憲法十九条の思想、良心の自由によっても保

障されているところであるというふうに考える次第であります。

○東中委員 ですから、政治資金の拠出は会社や企業が入ってくる問題じゃないんです。全部国民の参政権、国民の自由という問題にかかわるものであります。

そこで、法務大臣にお伺いしたいのですが、この間、岡原元最高裁長官が参考人に出てこられまして、こういうことを発言しています。まあ会社というところでしようが、「法人」というのはその定款なり寄附行為に定められた事業の範囲で生きていくものでございまして、それ以外のものについてはできない、つまり適法性がないわけでございます。「こういう発言をされておるわけですが、会社は、商法による会社の定義があつて、その定款に定めおる行為を行うんであつて、そこから離れた、それ以外のものをやるということについては適法性はないんだ」ということを、元最高裁長官がここで述べられました。

法務大臣、民事法の大家でございますから、御見解を承りたい。

○三ヶ月月務大臣 お答え申し上げます。

ただいまの御質問は、いわゆる八幡製鉄の企業献金を容認いたしました一九七〇年の最高裁判所の判決に関連するものであると存じます。

この御指摘の最高裁の判決と申しますのは、会社による政治資金の寄附の可否ということに触れまして、会社も自然人と等しく社会的な実在であるんだから、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的な役割を果たすために必要と認められる範囲内において、会社の目的の範囲内として見るに妨げない。ただ、具体的にその寄附が適法か否かということとは、これは会社の規模、経営実績その他の社会的経済的な、寄附の相手方など、諸般の事情を考慮して決めるべきであるというふうに申しておるわけでございます。私も、裁判所の判決というふうなものは、裁判書に記載されたところに従って受け取るべきであり、そこに記載されたもの

上の点は、これは法務大臣といたしましては知り得べきものではなく、御指摘の発言について論評することは差し控えていただきたいと存じます。

○東中委員 では、法務大臣について聞いておきます。

先ほど述べた政治資金の定義ですね、政治資金規正法の二条、これはこの最高裁判決が出た後ですか、前ですか。

○三ヶ月国務大臣 どうも直接私の専門の民法と関係がありませんので不正確ではございますけれども、私の感じでは、こちらの判決の方が先ではなかったか、こういうふうに出ております。

○東中委員 だから、最高裁判決ははっきりと、立法上の措置なんだということを最後に言うてますね。それは、昭和四十五年の最高裁判例なんです。これは五十二年、三木内閣でできたんですよ。これは理念を変えたんですよ。だから、今法制局長官も答えたように、理念について言えば、国民の権利であり国民の自由なんだ、政治献金というのは。昔の古い判決、しかもその後の最高裁長官がそれはだめなんだと言うているものを、昔の最高裁の判例の趣旨を拡大して法務大臣が言うておるといことになると、法務大臣としては、法律学者としては、私は甚だ良心に反することじゃなからうかと、ひそかに思う次第であります。

もう時間がありませんので、最後に一言だけ申し上げます。

政党助成であります。総理はこの政党公費助成について、政党交付金の額の算定根拠についてということで、本会議で私が質問したのに対して、こう答えられた。「選挙制度あるいは政治資金制度の改革後における政党の政治活動の経費の所要額を推計して、その三分の一の助成を行うこととした」と。だから、法律が通った後の、要するに来年ではなくてその次という意味でしょう。そのときの政党の政治活動の経費の所要額を推計する、こう言うんですが、こんなものでき

かないんですよ。日本新党は再来年の政治資金をどうして推計できるんですか。それは新党だつてそうでしょう。社会党だつてそうでしょう。だつて、そんなもの推計しようがない。政党の政治活動というのは、金を集めることも政治活動だと言ふんでしょ。それをどうして推計できるか。

その三分の一が民主主義のコストだなんて言われているのですけれども、実際にやっているのは、過去の八九年、九〇年、九一年の三年の政治資金なるものを平均して出した、こう言うて政党交付金の算定基礎というのを私もらいました。これは、国会議員の関係政治団体の支出額、四百四十一億円と書いてあるんですけども、これは全く実際つかめないのを推定してやったんだ、こういうふうに出ていますがね。

八九年というのは参議院選挙があつたでしょう。九〇年は総選挙があつた。九一年は地方選挙があつた。選挙がたぐさんあつて、一番バブルで大きくなったときの分をしかも推計して計算をして、そしてそれが二年先の、金が必要なくなるような選挙に変えるんだという、そのときのやつを推計なんだ。こんなでたらめな話はないんですよ。全くの何というか、つかみ金なんですよ。しかも、つかみ金だからこそ推計した、こういうふうに麗々しく書いてあつたやつが、ゆうべの話で政党交付金の総額がぼんとまた四百十四億から三百九億に減っちゃうんでしょ。もう一ついったら二百億になるんですか。

政党の政治活動に対する助成金なんか出しているところがあるんですか。アメリカ出していますか。イギリス出していますか。ドイツ出していますか。カナダ出していますか。イタリア出していますか。出してはいたけれどもやめたでしよう。サミット加盟国でもほとんど出してないじゃないですか。出しているのは、選挙公営とかあるいは議員活動について出しているんですよ。日本は現にそれを出しているじゃないですか。日本の出している額はほかのサミット加盟国に比べて決

して少なくないですよ。多いですよ。多い方ですよ。それを今度は、何の根拠もなしにこんなものを出す。しかも税金を集めて、政党支持してない人、あるいは支持政党がない人にもそこから出した税金で払つてしまふ、こんなむちゃなことがあります。合理性もなければ、世界的な基準からいってつかないし、こんな無責任なつかみ金で、一夜にして百億減っちゃう。こんなでたらめなことあります。

私は、これは憲法十九条、国民の良心、思想を侵害する点で許されないと同時に、同時に政治姿勢が、こういうものをやろうという政治姿勢は断固として許されぬ。金権政治を国の政治で、国の金でやっていくんだというようなことは断じて許せないというふうに思います。もし言うことがあつたら言うてください。

○石井委員長 これにて各案の質疑は結局いたしました。

○石井委員長 この際、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案に対し、左近正男君外九名から、日本社会党・護憲民主連合、新社会党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党及び民社党・新党クラブの共同提案による修正案が提出されております。

提出者より、各修正案につきまして趣旨の説明を求めます。川端達夫君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案
政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案
政党助成法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○川端委員 私は、日本社会党・護憲民主連合、新社会党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案に対する各修正案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

去る九月十七日、政府は、政治改革関連四法案を本院に提出し、また、自由民主党・自由国民会議所所属の河野洋平君外十七名の諸君は、去る十月五日、政治改革関連五法案を本院に提出されました。自來、本会議及び本委員会において真剣な論議を行つてまいりましたが、本委員会における審査時間も既に公聴会等を含め百二十時間を超えるに至りました。このときに当たり、これまで議論された事項のうち特に必要と考えられる事項について政府案を修正することとし、もつて過去数年間にわたる政治改革論議に現段階における結論を得ることにより国民の期待にこたへることとしたと、ここに修正案を提出した次第であります。

次に、修正案の内容について御説明いたします。

第一は、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正であります。

その一は、衆議院議員の選挙制度についてでありまして、衆議院議員の定数のうち小選挙区選出議員の数を二百七十四人に、比例代表選出議員の数を二百二十六人に改めるとともに、衆議院議員の選挙運動の期間を現行の十四日から十二日に短縮するものであります。

その二は、公職にある間に収賄罪を犯し実刑に処せられた者に係る公民権停止についてでありまして、実刑期間に加えて、その後の五年間、選挙権及び被選挙権を有しないこととするものであります。

その三は、公職の候補者等及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターについてでありまして、衆議院議員の総選挙にあつては解散の日

の翌日または任期満了の日の六月前から、参議院議員の通常選挙等にあつては任期満了の日の六月前から、補欠選挙等にあつては当該選挙を行うべき事由が生じた旨を告示した日の翌日から、当該選挙の期日までの間、当該選挙区内において揭示することができないこととするものであります。

第二は、政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正であります。

政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準につきまして、一の政治資金パーティー当たり二十万円超に改めるものであります。

第三は、政党助成法案に対する修正であります。

その一は、政党交付金の総額についてでありまして、毎年度の政党交付金の総額は、基準日における人口に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定めることに改めるものであります。

その二は、政党交付金による支出の公開基準についてでありまして、人件費その他の自治省令で定める経費以外の経費に係る支出については、一件五万円以上のものについて公開することに改めるものであります。

以上、修正案の趣旨及びその内容を御説明申し上げました。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案及び政党助成法案並びに内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。自治大臣佐藤観樹君。

○佐藤国務大臣 政府といたしましては、河野洋平君外十七名提出の各法案につきましては、反対であります。

また、公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、特に異議はございません。

○石井委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大島理森君。

○大島委員 私は、自由民主党を代表して、我が党提出の政治改革関連五法案に関する賛成の意見の表明と、内閣提出の政治改革関連四法案及びその修正案に反対の意見の表明を一括して行うものであります。

もとより、本日に至るまで、両提案の合意点を見出すべく関係各位の御努力が重ねられ、双方の長所が生かされた箇所が何点か生まれたことは、委員各位の御高承のとおりであります。

すなわち、一つ、選挙運動期間の短縮、二つ、いわゆる事前ポスターの一定期間の禁止、三つ、政治資金パーティー大口購入者の公表基準、四つ、寄附の公開基準の強化、五つ、公民権停止の強化、六つ、政治資金規正法違反者の罰則強化、七つ、政党交付金の使途の公開基準でありまして、一定の成果を上げたことに、その御努力に、私は一応の評価をいたしたいと思います。

しかし、残念ながら、政党助成法案を除き、各法案の基本的骨格部分においては合意するに至りませんでした。

第一は、公職選挙法に関する事項であります。政府案は総定数五百としておりますが、今、地方議会は、地方自治法に基づいて適切な定数削減に努めている昨今であります。自民党案のように、公選法本則の四百七十一に戻し、大幅な削減を図るべきではないでしょうか。

二つ。政府案は、小選挙区の定数を二百七十四、比例代表の定数を二百二十六としておりますが、自民党案のように小選挙区定数三百とすべきではないのでしょうか。選挙は、本来、政

権の選択と政権に対する国民の審判が十分に生かされることを基本にすべきものであり、したがって、並立制においても小選挙区に比重を置いた選挙とすべきであつて、その点、自民党案の小選挙区三百という数字はまさに妥当だと思ひます。

三つ。政府案は、比例代表の名簿単位を全国としておりますが、自民党案のように都道府県単位とすべきではないかと思ひます。代表民主制による政権の選択という総選挙の意義に照らせば、さらに二院制のあり方、参議院のあり方、それらの点から、全国単位よりも都道府県単位とした方が有権者にとってより代表選出の意識の度合いが強いと考えられます。また、衆議院選挙における比例代表の位置づけは、あくまでも政権選択の意義を持つ小選挙区選挙の補完の役割、すなわち、小選挙区で議席に反映しなかった比較少数意見を比例代表として吸収することにその役割があると考えるべきだからであります。その補完が及ぶ範囲は、当該小選挙区を含む都道府県単位とすることが自然であり、さらに県選出の代議士の数にも大きな変動がありません。

四つ。政府案は、衆議院選挙という一つの選挙の中に二つの選挙があることを認め、二票制としていますが、自民党案のように、衆議院選挙はあくまで一つの政権を選ぶ一つの選挙、一票制と考えるのが妥当ではないでしょうか。衆議院選挙の第一の意義は、政権の選択にあり、政権は一つであります。したがって、その選択行為も一人一人の有権者が一つの選挙、一つの投票、一人一人の代表の選出を通じて行われるべきものであります。衆議院を補完、抑制するものとして存在する参議院が、多様な民意を議院に反映するためにあっては、選挙区選挙と比例代表選挙を並立させて二つの選挙として行うことは、基本的に異なる点に留意すべきだと思います。

五つ。政府案は、戸別訪問をあらゆる選挙において解禁するとしていますが、本当にそれでよいのでありましょうか。政治改革は、制度の改革とともに議員や候補者も含めた国民全体の意識改革であることも事実であります。これらの意識改革が不十分なままに、いきなり解禁するのは弊害が生じるのではないかと心配しております。その点、自民党案のように、戸別訪問は新しい制度の定着ぶりを見てからと、今後の課題とした方がよかつたのではないのでしょうか。

大きな二点として、選挙区画定機関についてであります。

小選挙区の範囲を定める本機関は、第一に、我々衆議院の自律性の観点からいって、衆議院内に設置することが事柄の筋である。第二に、この種の機関は時の権力とその距離を保つために、やはり政府内部に置くべきではないこと。以上の観点から、政府案のように総理府に設置するのではなく、自民党案のように衆議院に置くことが理の当然であると思ひます。

第三は、政治資金規正法に関する事項であります。

政府案では、節度を持った企業・団体献金すら全面的に禁止しておりますが、もちろん政党に限定して認めております。なぜ国会議員を有する政党にのみ認め、地方議員に認めないのでしょうか。政治資金は、国・地方を通じた一体的な規制であることを思うとき、この規制が国はもとより、地方で日本の政治を支えておられる数多くの政治家の政治活動に及ぼす影響は極めて甚大であります。本来自由であるべき政治活動への事実上の制限にはかならないと思ひます。

そもそも政府案は、企業献金は悪で個人献金は善という思想によっているのではないかと思えます。政治家への企業献金を禁止している例は、アメリカの連邦レベルを除けば世界に見ることはまれであります。そのアメリカも、PACというシステムで事実上企業献金の道が開かれております。州レベルでは大半が企業献金を認めているところでもあります。

政府案では、資金管理団体への企業献金も直ちに禁止することにしてありますが、政治資金の拠出の現状に照らし、企業献金を制限するには慎重な検討を要し、また、制限するにしても経過措置を設ける等の配慮が必要だと考えますが、その点はどうでありますか。個人献金を促進する措置も講じられておりますが、我が国の政治風土から考えて、急激にふえるとは思えられないと思えます。

以上を総合的に考えますと、大事なものは節度と透明性であります。二つの資金調達団体に限定し、一つの団体に対し月額二万円、年間二十四万円までの制限を課し、年間五万円を超える企業献金については公開することとした自民案は、まさに圧倒的に透明度が高くなり、また地方の視点を十分盛り込んだ内容となっていることを確信するものであります。

以上、各法案の骨格に関する部分に絞って、両案の考え方の違いに基づきつつ、自由民主党案に対する賛成、政府案に対する反対の意見表明をいたしました。

何とぞ、二十一世紀を目指し、新しい政治を築くに当たりまして、政府におかれましては、さらに国民の声に静かに耳を傾け、柔軟に修正に対応されることを重ねて強く希望しつつ、私の意見の表明を終わります。(拍手)

○石井委員長 三原朝彦君。

○三原委員 私、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブを代表して、ただいま議題となりました日本社会党・護憲民主連合、新生党・

改革連合、公明党、さきがけ日本新党、民社党・新党クラブ提出に係る各修正案並びにこれらの修正案による修正部分を除く内閣提出に係る公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案に対して賛成の討論を行うものであります。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法案についてであります。

衆議院議員の選挙制度につきましては、政府案、自民党案とも、弊害の多い現行中選挙区制を廃止して、小選挙区比例代表並立制を採用することとしたところでありまして、この中で、委員会における審査の過程等において議論の対象となった数点に絞って申し上げます。

まず、総定数につきましては、行政改革の必要が叫ばれている今日、現行の五百十一人を削減することは国民の期待にこたえるところであります。が、公職選挙法本則の四百七十一人は、中選挙区制のもとにおける定数であるにすぎず、新しい観点に立つて、総定数を五百人とすることが妥当であります。

また、小選挙区と比例代表の定数配分につきましては、国民の意思が明確に政権の選択に結びつく小選挙区制の持つ特性と、民意を議席数に反映せせるといふ比例代表制の持つ特性とを組み合わせつつ、前者にウェイトを置いた小選挙区二百七十四人と比例代表二百二十六人の定数配分は、極めて適切なものと言えます。

比例代表選挙の区域につきましては、民意の反映という比例代表制の特性にかんがみず、定数が二あるいは三というような選挙区を数多く設けることはまさに比例代表制の趣旨を没却するものであり、到底賛成することはできません。政府案のとおり、全国を単位とすることが妥当であります。

また、投票の方法につきましても、並立制は二つの別個の選挙の仕組みにより当選人を選ばうと

するものである以上、国民がそれぞれに一票を投ずる二票制とするのは当然のことでありまして、

なお、政府案の比例代表選挙に関し、三%の阻止条項が設けられていることについて論議がありましたが、比例代表選挙の区域を全国とすることにより、多数の小党が乱立することとなって政治の安定が阻害されることとなることを防止しようとするものであり、諸外国の立法例から見ても妥当な措置であります。

次に、戸別訪問につきましては、政党や候補者が有権者にその政策を訴える多くの手段をできるだけ確保するという観点から、これを解禁することとは妥当であります。これによって各種の弊害が生ずることを心配する意見がありますが、それらは、候補者や有権者の政治意識の向上と連座制の強化等腐敗防止のための措置により対応すべきものと考えます。

選挙区の区割り案の作成につきましては、政府案、自民党案とも公正な第三者機関を設置して行うこととされておりましたが、妥協案のものと考えるとき、この場合、その事務の専門性等にかんがみると、この機関は総理府に置くこととし、その報告があった場合には、政府は責任を持って選挙区の区画に関する法律案を直ちに国会に提出することが適当であります。この場合、政府がその報告を尊重しなければならぬことは当然であり、これが、国会もまたその法律案が公正な第三者機関の報告に基づくものであることを尊重して、速やかに審議の上、その成立を期することとすべきものと考えます。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案についてであります。

政治資金につきましては、選挙制度の改革により選挙が政党中心に行われるようになることに対応して、政治資金も政党中心とすることが必要であります。また、政党やその他の政治団体の政治資金について、それぞれ節度あるものとするとともに、その透明性を確保しなければなりません。政府案は、このような観点に立つて立案されたものであり、政治家個人に対する政治活動に関する寄附を禁止するとともに、特に、政党及び政治資金団体以外の政治団体や政治家個人に対するすべての企業・団体献金を禁止することとしているのは画期的なものであって、国民の強い支持がいただけるものと確信しております。

最後に、政党助成法案についてであります。今回の選挙制度及び政治資金制度の改革により、選挙や政治活動は政党が中心となって進めることとなりますので、政党の役割は飛躍的に大きなものとなります。このため、一方では政党が適正に運営されることが極めて重要であります。同時に政党財政の基盤が安定することもまた大切であると考えます。このような観点から、国民の貴重な税金の一部をもって政党に助成する制度を創設することとし、その総額は国民一人当たり二百五十円としようとするものであります。この際、改めて国民の皆さんの御理解をいただけたらと思います。ようお願いをいたしたいと存じます。また、将来にわたり、政党財政が過度に政党助成に依存することとならないよう、各政党においても十分留意する必要があることをつけ加えておきたいと存じます。

以上、政府案に対する各修正案及びこれらによる修正部分を除く内閣提出の各法律案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○石井委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案等四法案の原案及び修正案並びに河野洋平君外十七名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案等五法案のいずれに対しても反対の討論を行います。

反対する理由の第一は、民意を公正に反映させるという選挙制度の根本基準に反して、第一党が得票率を大幅に上回る議席を独占する小選挙区比例代表並立制を導入し、憲法の国民主権と議会制民主主義に反していることとあります。

また、諸外国に比べて異常に高い供託金制度や、選挙の入り口で国会議員五人以上、得票率

三%以上という政党要件による立候補制限と選挙運動での差別を設け、政府案では出口での三%阻止条項により七、八議席相当を切り捨てるなど、少数政党や新しい政党とそれを支持する国民の意思の徹底した切り捨て・排除の仕組みなど、憲法第十五条に定められた基本的人権の中核である国民の選挙権の平等に真つ向から反するものであります。

第二に、政府案では無数の政党支部を通じて思いのままに企業・団体献金を集めることができ、自民党案では企業献金枠を一・五倍に拡大するなど、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金を禁止せず、その上、国民の税金を事実上の強制献金によつて支持しない政党にも配分するという政党助成制度を新設して、憲法十九条の思想、良心の自由を踏みにじることであります。

第三に、法定ビラの配布方法やポスターを著しく制限し選挙運動期間を短縮するなど、暗やみ選挙を一層押し進めることであります。これでは、政党本位で政策で争う選挙にするといううたい文句にも全く反するものと言わなければなりません。

第四に、政治改革の原点であり、この間行われた世論調査でも繰り返して明らかにされた国民の最大の願いは、金権腐敗政治の掃蕩であり、選挙制度改革を望む声はわずか一〇%内外にすぎません。しかるに、我が党がゼネコン疑惑などでの集中審議と証人喚問を要求したにもかかわらず、それを何ら実行せず、選挙制度改革の問題をすりかえて、憲法に二重三重に反する小選挙区制導入をこり押ししようとする政府・連立与党の姿勢は、断じて容認できません。

日本共産党は、現行中選挙区制での定数の抜本的に正、企業・団体献金の全面禁止、大企業の使途不明金の抜本的規制、選挙活動の自由の拡大などを盛り込んだ対案を提案しています。これこそが、国民の声にこたえた本場の政治改革実現の道であります。

最後に、政府・連立与党と自民党が小選挙区制

導入の最大の論拠としてきた中選挙区制度疲労論は、現実の事態の推移によつて今や完全に破綻し尽くしています。しかも、小選挙区制は世界でも、また日本の歴史的教訓からも全くの時代おくれであることが明らかになっていきます。重大なことは、本委員会での審議を通じて、国民にとつてつらく、苦しく、嫌なことを国民に押しつける強力な政治こそが、小選挙区制導入推進勢力の本当のねらいであることが浮き彫りになったことであります。それは、消費税の税率大幅アップであり、自衛隊の一層本格的な海外派兵であり、そのための憲法改悪であります。

修正案は、これらの本質に何らの変更を加えるものはありません。私は、このようなファッショ的なくらみを断じて許さないために、今後とも国民とともに闘うことを最後に表明して、反対の討論といたします。(拍手)

○石井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石井委員長 この際、委員長よりお願いがございます。委員以外の議員の方は、委員席から離れてくださるようお願い申し上げます。

正規の委員の御着席を確認してください。これより採決に入ります。

まず、河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の五案を一括して採決いたします。

五案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立少数。よつて、五案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、左近正男君外九名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、政治資金規正法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、左近正男君外九名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○石井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 本日は、これにて散会いたします。
午後六時三十六分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する修正案
公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項の改正規定中「二百五十人を小選挙区選出議員、二百五十人」を「二百七十四人を小選挙区選出議員、二百二十六人に改める。

第五条の改正規定の次に次のように加える。
第十一條第一項第四号中「処せられ」の下に、その執行を終り若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終り若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又は」を加える。

第二十五条第四項後段の改正規定の次に次のよ

うに加える。

第三十一条第四項中「十四日」を「十二日」に改める。

第三十四条第五項の改正規定中「改める」を「改め、同条第六項第二号中「衆議院議員及び」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

三 衆議院議員の選挙にあつては、少なくとも十二日前に

第一百一条の二に一項を加える改正規定中「第三項中」を「前項中」に改める。

第四百四十一条第一項の次に三項を加える改正規定のうち同条第二項中「届出候補者」の下に「(当該都道府県の区域内の選挙区において当該候補者届出政党が届け出た候補者をいう。以下同じ。)」を加える。

第四百四十二条第一項第一号の改正規定中「八万枚」を「七万五千枚」に改め、同項第二号の改正規定中「一万八千枚」を「一万六千枚」に改める。

第四百四十二条第一項の次に三項を加える改正規定のうち同条第二項中「八万枚」を「七万五千枚」に改める。

第四百四十三条第十四項の改正規定中「改め」の下に「同条第十六項第一号中」を「及」及び第九項各号の区分による当該選挙」との一定期間内に当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域内に揭示されるものを除く)に改め、同条第十七項の改正規定中「改める」を「改め、同条に次の一項を加える」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第十九 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院

議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙(再選挙及び補欠選挙を除く)にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の再選挙又は補欠選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

第百四十七条 次のように改める。
第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があるとき、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

一 第百四十三条(文書図画の揭示)、第百四十四条(ポスターの数)又は第百六十四条の二(個人演説会場の揭示の特例)第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの

二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙」とに

当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの

三 第百四十三条の二(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの

四 第百四十五条(ポスターの掲示箇所等)第一項又は第二項(第百六十四条の二第五項において準用する場合を含む)の規定に違反して掲示したもの

五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの

第百四十九条第一項の改正規定中「十三人」を「十六人」に改める。

第百四十九条第一項の次に一項を加える改正規定中「二百四十一人」を「二百一十一人」に改める。

第百六十八条第一項の改正規定中「併せて」を「併せて」を「ついで」を「あつては」に改め、「二日間」の下に「(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日)を加え、同条第二項の改正規定中「改め」の下に「具し」の下に「(衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては」を加える

第百六十九条第一項の改正規定中「十二日」を「十一日」を「その選挙の期日前十二日」を「衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日」に改める。

第二百一条の九第一項各号列記以外の部分の改正規定中「改め」の下に「この条」の下に「及び第二百一条の十一(政治活動の態様)」を加える。

第二百一十一条第一項の改正規定中「五十万円」の下に「改め」を加える。

第二百三十七条の二の改正規定中「第二百三十七条の二」の下に「第四十八条(代理投票)第七条の二」の下に「」

二項」の下に「第四十六条第九項若しくは第十項(自書式投票)又は」を加え、を「公職の候補者の氏名」の下に「若しくは衆議院名簿届出政党等」を加える。

第二百四十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

第二百四十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第百四十一条第一項又は第二項(自動車、拡声機及び船舶の使用)」を「第百四十一条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第一項、第四項又は第五項」に、「拡声機又は船舶」を「船舶又は拡声機」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第百四十七条(文書図画の撤去)の規定による撤去の処分(同条第一号、第二号又は第五号に該当する文書図画に係るものに限る。)に従わなかつた者

第二百四十三条第一項の改正規定中「第二百四十三条第一項中」を「第二百四十一条第一項又は第二項(自動車、拡声機及び船舶の使用)」を「第百四十一条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第一項、第四項又は第五項」に、「拡声機又は船舶」を「船舶又は拡声機」に改め、同項第六号中「第二百四十三条第一項第六号中」に改める。

第二百四十四条第二号の改正規定中「改め」の下に「同条第四号中」を「(同条第三号又は第四号に該当する文書図画に係るものに限る。)」を加える。

第二百五十五条第一項の改正規定を次のように改める。

第二百五十五条第一項中「候補者一人の氏名又は一の名簿届出政党等」を「公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称」を「候補者一人若しくは一の衆議院名簿届出政党等」に対して〇の記号又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称若しくは公職の候補者一

人の氏名」に改める。

附則第一条ただし書中「第百四十七条の二」を「第百四十七条の二及び第百四十三条第十六項第二号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第百四十七条、第百四十七条の二」に改め、「第百四十三条第一項の改正規定（二十万円を五十万円に改める部分）の下に、及び第五号の次に一号を加える部分」を、「第百四十四条の改正規定（十万円を三十万円に改める部分）の下に、及び第四号に係る部分」を加え、「附則第九条を次条第四項及び附則第六条の規定並びに附則第十條に改める。

附則第二条第一項中（新法の下に）「第百四十一項第四号」を、「第百四十六号の五」の下に、「第百四十三条第十六項第二号及び第十九項、第百四十七条」を加え、「額に係る部分に限る。」及び「額に係る部分並びに第百四十三条第一項第五号の二及び第百四十四条第一項第四号の規定に限る。」並びに「に改め、同条第二項中「第十條を「第三條及び第十條」に改め、同条に次の一項を加える。

4 新法第十一条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にした行為により刑に処せられた者について適用し、この法律の施行前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

附則第十六条を附則第十七条とし、附則第十二条から附則第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第十一条のうち国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第六条第一項の表の改正規定中「五五八、七二九」を「五三一、一四六」に、「五五六、一七九」を「五二八、五九六」に、「一一七、五六四」を「一〇一、七一一」に、「一一五、〇一四」を「一〇九、一六四」に改め、同条第二項の改正規定中「三十四万八千六百八十六円」の下に、「衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては五十万八千七百七十二円」

を加える」を、「三十四万八千六百八十六円」を「三十三万二千八百三十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては四十九万二千三百二十二円」に改める」に改める。

附則第十一条のうち国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第一項の表の改正

一八、〇一四、四六〇	円
二一、六四〇、〇七四	
二五、四九八、三九六	
二八、一四九、七八六	
三三、一八〇、九六二	
三七、八九三、五八〇	
三七、〇五二、〇八〇	
四三、九一一、二〇七	
四二、九一六、七〇七	
四八、六六一、六四八	
四七、四三七、六四八	
七九、四八四、二〇八	
七七、一八九、二〇八	
四、一五七、一〇八	
二、二二三、三〇九	
八、九九二、六九一	
五、〇三九、四八〇	
五、八〇九、五六一	
六、八二四、〇一〇	
八、〇七一、四三五	
二、四四六、三五〇	
三、三三五、五五四	
四、八一九、三七四	
六、七五六、六七九	

を

一七、七〇八、七三二	円
二一、二七四、九一一	
二五、〇七三、七九八	
二七、七二四、一一九	
三一、六九五、八六〇	
三七、四〇六、三三九	
三六、五六四、八三九	
四三、三六四、五三一	
四二、三七〇、〇三一	
四八、一一三、九〇三	
四六、八八九、九〇三	
七八、八七三、八二一	
七六、五七八、八二一	
四、〇三六、一〇〇	
二、一五三、八七四	
八、七五九、一六五	
四、九〇〇、四三三	
五、六七〇、五一四	
六、六八四、九六三	

に改め、同条第二項

八、一一三、六五九
二六六、一三八
二八一、五五三
四五六、四六八
八四六、六六一
一、三〇四、八九九
一、六三七、三二五
一、九九一、四一五

七、九三二、三八八
二、三六六、四八七
三、一五三、五五三
四、七一四、五五四
六、六〇六、二三三
七、九五二、七九四
二五四、七二九
二七〇、一四四
四三三、六五〇
八二二、四三三
一、二四七、八五四
一、五六八、八七一
一、九一一、五五二

の表の改正規定中

八、二二二、六三四	円
九、五六九、〇三四	
一〇、九一五、四三四	
一〇、九一五、四三四	
一一、七七七、二三九	
一二、二〇二、七九五	
一三、〇六四、六〇〇	
一三、二〇七、二四四	
一七、二〇〇、四九二	
三、七四五、五九五	
一、九一四、六〇〇	
八、一一九、八七八	
三、五四一、〇六六	
一、七二六、九八九	

を

一、八九六、九八七
二、七八五、〇一一
三、七九八、五三七
四、〇七七、三〇四
一三三三、八九一
一三三三、八九一
三九九、三二六
七三四、七五九
一、二二一、二九五
一、三五六、一八六
一、五九〇、〇七七

七、九二五、四五九
九、二二二、四二四
一〇、四九九、三八九
一〇、四九九、三八九
一一、三〇一、七五九
一一、七二七、三一五
一二、五二九、六八五
一二、六七二、三二九
一六、六〇六、一四二
三、六二六、七二五
一、八五五、一六五
七、九〇一、六九八
三、四〇四、一五八
一、六四七、二二六
一、八一七、二二四
一、六八二、三三〇
三、六五〇、二二〇

に改め、附則第十一

三、九一七、五七八
二二二、四八二
二二二、四八二
三七六、五〇八
七〇〇、五三二
一、〇六五、二五〇
一、二八七、七三二
一、五一〇、二二四

条を附則第十二条とする。

附則第十条を附則第十一条とする。

附則第九条中最高裁判所裁判官国民審査法第七条及び第十二条の改正規定の前に次のように加える。

第五条中「十四日」を「十二日」に改める。

附則第九条中最高裁判所裁判官国民審査法第三十六條及び第三十八條の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條第二項中「十四日」を「十二日」に改める。

附則第九条のうち最高裁判所裁判官国民審査法第四十九條の表中欄の改正規定中「公職の候補者の氏名」の下に「若しくは衆議院名簿届出政党等」を加え、附則第九条を附則第十条とする。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

(文書図画の掲示に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前に掲示された文書図画で当該改正規定の施行の際現に又は当該改正規定の施行後に新法第四十三條第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七條第二号の文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2 新法第二百四十三條第一項第五号の二の規定

は、新法第四十七條の規定による撤去の処分に従わなかった者について適用し、旧法第四十七條の規定による撤去の処分に従わなかった者については、なお従前の例による。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、衆議院議員の総選挙について約五億円の見込みである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する修正案

政治資金規正法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二條第一項第一号ト及びチの改正規定中「五万円」を「二十万円」に改める。

政党助成法案(内閣提出)に対する修正案

政党助成法案の一部を次のように修正する。

第七條第一項中「三百三十五円」を「二百五十円」に改める。

第十五條第二項、第十七條第一項第三号及び第十八條第一項第三号中「一万円を超える」を「五万円以上の」に改める。

平成五年十一月二十二日印刷

平成五年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局